

2027 コードとISの更新プロセス

ステークホルダーとの協議段階：主な変更点の概要 **成果管理に関する国際基準**

る国際基準

エグゼクティブ・サマリー

結果管理に関する国際基準（ISRM）は、世界ドーピング防止プログラムの一環として策定された強制的な国際基準である。ISRMは2019年に初めて採択され、署名当事者、公的機関、その他の関係者との協議を経て、2021年に発効した。

ISRM の主な目的は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する最初の審査及び通告から、最終決定の発出及び通知並びにその後の不服申立てに至るまで、結果管理の様々な段階に関するドーピング防止機関（ADO）の中核的な責任を定めることである。

ISRMの主な変更点は、以下のような[ステークホルダー参画フェーズ](#)でステークホルダーから強い支持を得たコンセプトと一致している：

- 通知プロセスの見直し（特にISRM第5条と第7条の相互関係）；
- 暫定的な出場停止処分に関する規則の明確化（ISRM第6条）；
- 聴聞プロセスの調整（ISRM第8条）。
- 居場所情報（ISRM Annex B）及び競技者バイオロジカルパスポート（ISRM Annex C）の結果管理プロセスの改善。

また、ISRM の変更には、利害関係者及びドーピング防止コミュニティとの協議プロセスにおいて浮上した追加的な提案、あるいは、WADA 規程及び／又は他の国際基準における主要な修正に由来する追加的な提案が盛り込まれており、これには、基準全体において使用される文言の一貫性に関する正式な修正及びその他の重要な実質的な変更が含まれる。これらの修正には、特に以下が含まれる：

- 2027年ISRM第11条は、暫定的資格停止期間中の参加禁止違反の場合のみに限定され、資格停止期間中の参加禁止違反に関する事例に関する文言がドーピング防止規則違反に追加された；
- B "サンプル分析に関する実質的な追加（2027年 ISRM 第5.1.2条）；

- 特定のケースにおける簡易決定の使用（2027年ISRM第5.4条）。
- 事例ファイルを提供する際、または WADA が関与する CAS の手続において、英語またはフランス語を使用すること（2027 年 ISRM 第 9.2 条および第 10.3 条）。

ISRMの変更案に関連して、利害関係者は、特に、最終決定が再審理または見直しの対象となる 状況を定義する可能性に関するコンセプト#4が、関連する判例法に従って既に可能であること、協議段階において利害関係者からコンセンサスを得られなかったこと、およびコード起草 チームがこのコンセプトの実施を支持していないことから、現段階では2027年版ISRMにおいて提案されていないことに留意すべきである。

以下のセクションでは、ISRM草案作成チームが提案した主な変更点を簡潔にまとめている。

第4.1条 結果管理の実施責任

これは、結果管理の実施責任に関するWADA 規程第7.1条に言及する新しい条文である。ISRM にこの条文が追加された目的は、結果管理機関（RMA）に対して、潜在的なドーピング防止規則違反及び／又は資格停止若しくは暫定的資格停止期間中の参加禁止違反を管理する権限（及び責任）を有するか否かを判断するよう求めることにより、この一般原則に注意を喚起することにある。

第4.2条 成果管理の守秘義務

ISRM起草チームはこの条文にコメントを追加し、事件ファイルのいかなる文書も、関係者全員の同意がない限り、他の訴訟手続において提出することはできないことを明確にした。

第5.1.2条通知

ISRM起草チームは、特にこの記事にいくつかの変更を加えた：

- 2027 年 WADA 規程第 10.8.1 項の改正の実施（早期入会及び制裁措置の受諾に基づく 資格停止期間の短縮に関するもの（2027 年 ISRM 第 5.1.2.1 項、f)を参照）、並びに 2027 年 WADA 規程の新条項（第 10.7.2 項）の導入（競技者又はその他の者によるその他の価値ある情報の提供に関するもの（2027 年 ISRM 第 5.1.2.1 項、g)を参照）。
- B "サンプルの分析手順により、ADO は、"B "サンプルの分析に関連する作業 が可能な限り迅速に実施されなければならないことを想起し、RMA 及び競技者に対し、この点において最大限の注意をもって行動するよう要請する（2027 年 ISRM 第 5.1.2.1 条 c)及び e)、第 5.1.2.3 条及び第 5.1.2.5 条を参照。）
- a) 項のサルブタモール及びホルモテロール、b) 項の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロフィンなど、2027 年 ISRM 第 5.1.2.2 項に規定される特定の禁止物質の検出のために従うべき特定の手順に関する最新情報。

第5.2.1条非典型的所見

コンセプト⑥に関するステークホルダーからのフィードバックを受け、ISRM起草チームは、これらの文書の更新や新たな手順の追加に伴う問題を回避するため、現在WADAステークホルダー通知やWADA技術文書に記載されている全ての具体的な結果管理手順をまとめた新たな付属文書Dを追加しないことを決定した。

その代わりに、非典型的な所見に関連し、本条に対するコメントにおいて、ISRM起草 チームは、WADAが発行する可能性のある、RMAが従うべき具体的な調査手順を記載した様々な種類の文書に言及することを選択した。便宜上、また情報の一元化のため、現在そのような調査手順を含む全ての文書も引用し、ハイパーリンクを張っている。

第5.4条前進しない決定

ISRM起草チームは、本条への新たなコメントにおいて、前進しない決定の通知に関する要件を明確化し、特に、特定の特定事項において簡略化された決定を下す可能性を明確にした。

の場合（すなわち、治療目的使用の免除又は非典型的な所見）、又は競技者等への通知の要件に関連するものである。

第6条：暫定的な出場停止処分

コード起草チームによる暫定的資格停止制度の改正は、以下のISRMの条文に反映されている：

- 2027 ISRM 6.1.2への新しいコメントは、主要競技大会組織によって課される暫定的な出場停止処分の効果と範囲について明確化することにより、2027年規程7.4.1の内容を取り入れるものである。
 - 2027 ISRM 第 6.2.1.1 条は、強制的な暫定的資格停止を必要としないドーピング防止規則違反のリストに乱用物質を組み入れる。また、本条に対するコメントにおいて、RMA は、アドバース・パスポートの指摘における審査手続の完了前に、任意の暫定的資格停止処分を科す 選択肢を有することが明確にされている。
 - 2027 ISRM 第 6.2.1.2 条は、競技者の違反が「汚染源」（「汚染製品」に代わる規範の定義用語）に關与している可能性が高いことを競技者が証明した場合、RMA が強制的な暫定的資格停止処分を解除する可能性を確認している。
 - 2027 年 ISRM 第 6.2.2 条とその注釈はまた、2027 年 ISRM 第 5 条（これは 2027 年 ISRM 第 6.2.3.1 条の注釈でも想起される）に基づく通告により、任意の暫定的な一時停止を課することができること、およびこの措置が（RMA による一方的な解除を含め）解除できる根拠と条件を明確にしている。
 - 最後に、2027年ISRM第6.2.3.1条に対するコメントでは、暫定的資格停止処分の解除を適時に要請しなかった場合、競技者等に不利な結果をもたらす可能性があることが明記されている。
-

第7条：チャージ

2027 年 WADA 規程第 10.8.1 項の、早期の認諾及び制裁の受諾に基づく資格停止期間の短縮に関する改正、及び 2027 年 ISRM 第 7.1 項の下で、競技者又はその他の者によるその他の価値ある情報の提供に関する新たな 2027 年 WADA 規程第 10.7.2 項の導入が、適切な段落に移された。

加えて、違反の主張を認め、提案された結果を受け入れるか、あるいはRMAの主張、および／または提案された結果に異議を唱え、および／または聴聞パネルによる聴聞を要求するために、アスリートまたはその他の人物に与えられた20日間の期限の適用に関して、明確な説明がなされた。

第8条：ヒアリング・プロセス

特に競技結果管理活動への国内競技連盟の関与に対応する「NADOの運営上の独立性」の規程定義に対する規程起草チームによる修正が、2027年ISRM第8.1条へのコメントとして導入された。

また、2027年ISRM第8.3条へのコメントにおいて、聴聞パネルを構成するのに必要なメンバーの人数についても明確化がなされた。

最後に、2027年ISRM第8.8条c)が改正され、（例外的な状況を除き）審問から2ヶ月以内に決定を下すことが義務づけられた。

第9条：決定

2027年ISRM第9.1.1条に対するコメントは、一方では、結果管理に関する決定には暫定的な一時停止に関するものが含まれることを明確にし、他方では、2027年ISRM第5.4条に対するコメントで言及されているように、案件を進めるための特定の決定が取り得る簡略化された形式について言及している。

2027年規程第14.2.2条によって課される新しい要件である、事件ファイルがフランス語または英語で、かつ読みやすい形で作成されなければならない条件、および上訴期限に関する関連する結果は、2027年ISRM第9.2.4条のコメントに反映されている。

第10条：不服申し立て

2023年ISRM第10.3条b)（以後、2027年ISRM第10.3条c)）により、CAS控訴の全当事者に課せられている、WADA及びその他の当事者でCAS控訴の当事者でない者に対し、適時に控訴の通知を行う義務は、国内控訴審にも拡大された（2027年ISRM第10.2条a)を参照）。

WADA規程起草チームによる2027年規程第13.1.2項の修正（すなわち、CASの手続はデノーフォであり、2027年規程第5.6.1項、第10.7項、第10.8.2項を適用するWADAの決定を除き、不服申立てがなされている決定がなされた機関の裁量に従うことはできない）は、第10.3項a)のコメントに反映された。

最後に、第10.3条b)は、WADA、国際競技連盟及び／又は主要競技大会機関が当事者となるCASに対する全ての不服申立ての手続は、別段の合意がある場合を除き、英語又はフランス語で行われるものとするとして規定している。

第11条：暫定的資格停止期間中の参加禁止違反について

ISRM全体を通じて、資格停止期間中の参加禁止違反に関する事案がドーピング防止規則違反に追加されているため、本稿の対象は暫定的資格停止期間中の参加禁止違反のみに限定した。

付属文書B：居場所不明に対する結果管理

ISRM原案作成チームは、コードまたは2027年国際試験規格（IST）の改正を反映するため、ISRM付属書Bに以下の変更を加えた：

- B.1.3条a), i)は、2027年IST第4.10.6.1条b)の改正を反映している。すなわち、「その四半期の初日に」という用語は、「暦上の四半期の前月の15日までに」に置き換えられている；
- B.2.1のb)のコメントは、2027年IST第4.10.11条に加えられた改正を反映している。すなわち、「四半期中または更新の対象となる期間中に行う定期的な活動」という用語は、「研修場所およびそのような研修活動の時間枠」に置き換えられている。
- B.2.4 条は、2027 年規程第 3.2.3 項の iv)に加えられた修正を反映し、居場所を特定する試みに 関連する ISRM からの逸脱が競技者によって立証されたとしても、検査未了及び／又は規程第 2.4 項の違反の可能性が無効になるわけではなく、当該逸脱が居場所情報義務違反の原因とならなかったことを立証する責任を RMA に転嫁することを明確にしている。

- B.3.1条は、2027年規程第7.1.6条の改正を反映したものであり、居場所情報義務違反及び規程第2.4条違反の結果管理に関するADOの管轄に関する規則を明確化したものである。
- B.3.2条は、2027年規程第13条の改正を反映したものであり、どの決定が上訴可能かを明確にしたものである。

さらに、実質的な変更が加えられた：

- B.1.3条a) ii)およびiii)において、四半期に先立つ最初の提出、または競技者が情報を更新しなかった場合のいずれであっても、提出義務違反（FF）が発生したとみなされる日付をさらに明確にする。
- B.2.4条e)のコメントでは、判例法で示された定義を用い、「過失」という用語を明確にしている。
- B.3.2条は、個々の居場所不明に関する行政審査プロセスを削除する。この削除は、コンセプト#5に対して多くの利害関係者から表明された希望に沿って、既存のプロセスを簡素化し、合理化したいという要望を反映したものである。さらに、競技者は、後日、WADA 規程第 2.4 項の違反が主張される可能性がある中で、B.3.5 条に従って、居場所不履行に異議を申し立てる可能性が残る限り、競技者の権利は影響を受けない。
- B.3.4条へのコメントで明確になった：
 - 一方では、RMAは、規程第2.4条違反の結果管理中も含め、3回目の居場所不履行が確認された後、追加の居場所不履行を主張する可能性があること。
 - 一方、本条に定める30日間の期限は、規程第13.2条に基づく提訴権を発動することのみを目的とするものであり、この30日間の期限後であっても、該当するRMAが規程第2.4条違反を提訴することを妨げるものではない。

付属文書 C: 競技者バイオロジカルパスポート（ABP）の結果管理

ISRM起草チームは、本付属書の適用（パスポート審査、専門家報告書の提出、追加 サンプルの収集など）において迅速な措置の必要性を強調するため、「専門家パネル」という用語の使用、「最大限の」及び「迅速な」という用語の追加など、ISRM付属書C全体でいくつかの形式的な変更を実施した。

2023 ISRM C.2.1.3～C.2.1.3.3条は削除された。一次マーカーと二次マーカーは、ADAMSで異常のフラグを立てるために使用されるだけであり、強制的なフォローアップを必要とする非典型的パスポート所見（ATPF）としては使用されないからである。

ISRMのC.2.2.5およびC.3.5に実質的な変更が加えられ、特に「ドーピングの可能性はある」という結論に関する専門家の事項が明確になった。

2027年ISRM条文C.3.7に対するコメントは、さらなる証拠と組み合わせれば、ABP手続を発動するには不十分なドーピングの強い疑いを、WADA 規程第2.2条（使用または使用未遂）違反に用いる可能性を確認するものである。

本付属書の文脈における暫定的資格停止処分に関する事項は、2027年ISRM C.5.2（2027年WADA 規程第7.4.1条の改正を反映したものであり、審査手続完了前に任意の暫定的資格停止処分を課することができる）及びC.6.2（強制的な暫定的資格停止処分）に対するコメント（上記第6.2.1.1条も参照）において明確化されている。

C.6.3 条は、競技者によって提供された説明及び／又は証拠が真実でない及び／又は偽造されたものであることが判明した場合、旅券保管者が結果管理を再開することを認めている。

最後に、C.7.1条は、無罪判決または告訴の取り下げがあった場合にも、旅券保管人が旅券を再発行しなければならないことを明確にしている。